



施設サービスの費用負担が

施設サービスを利用した際に利用者が負担する費用のうち、居住費・食費については、低所得の人が施設を利用しづらくならないように、最大で1日当たり居住費1,150円、食費1,080円の本人負担が軽減されます。

定められた負担限度額（課税状況により額が異なります）までを自己負担し、残りの基準費用額（※）との差額分は介護保険から給付されます。ただし施設が定める額が基準費用額を下回る場合は、施設が定める額と自己負担額の差額が給付されます。

生活保護受給者であること、本人及び世帯全員が住民税非課税であることなどが条件となりますので、該当する人は健康課または介護保険事務所へ申請してください。

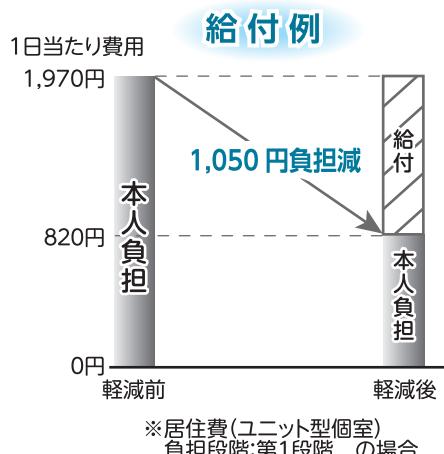
※ 基準費用額・・・施設における平均的な費用を考慮して定める額

問 杣藤地区広域市町村圏組合
介護保険事務所
電話 0954(69)8221
(市外局番からダイヤルしてください)
くらし部 健康課
電話 (23)9135



担当:河北(健康課)

○介護保険事務所のホームページ
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>



住宅用火災警報器は、**平成23年6月**義務化されました。

住宅用火災警報器は、あなたやあなたの大好きな家族の命、財産を守るために大変有効な機器です。まだ設置されていない家庭は、早期に設置し、安全で安心できる暮らしを送りましょう。

住宅用火災警報器は、平成23年6月1日から、既存住宅においても設置が義務化されました。

あなたの家族に「安全・安心」を

住宅用火災警報器の設置は

お済みですか

住宅用火災警報器による好事例

卷之三

（がり）の（に）が（れ）の（に）（あ）が（こ）
に気付かず寝てしまつたために出火。
住宅用火災警報器（アラーム）を鳴動（アラート）したこと

初期消火を行い、被害を最小限に食い止めることがで
きた。



②市営住宅の4階子供部屋から出火。

※設置場所等については、消防署へお尋ねください。



担当: 山北

問 政策部 総務課
TEL (23)9315
杵藤地区消防本部
TEL (23)0119

